

【2026年7月15発行】

■■ 人事労務マガジン／特集第246号 ■■

【目次】

- 1.「同一労働同一賃金」に関する改正省令・告示が公布されました
2. 派遣労働者の同一労働同一賃金に関するセミナーを開催
～指導監督を踏まえた対応のポイントと施行5年後見直しのポイント～
3. 9月12日開催 第2回ろうきょうオンラインセミナーの参加者募集中
テーマは「地域の課題解決と事業の承継・創出～労働者協同組合でつなぐ地域の仕事～」
4. 「ものづくりマイスター」活用説明会のオンデマンド版配信を開始しました
5. 派遣労働者を受け入れている、受け入れを検討している企業の皆さまへ
～派遣労働者を「育てて活かす」ための無料コンサルティング支援のご案内～
6. 「外国人労働者雇用労務責任者講習」を開始します
7. 生涯現役地域づくり環境整備事業の実施2団体が決定

【トピック 1】「同一労働同一賃金」に関する改正省令・告示が公布されました

パートタイム・有期雇用労働者、派遣労働者の待遇改善を進めるため、「同一労働同一賃金」に関する改正省令・告示が公布されました。令和 8 年 10 月 1 日に施行されます。自社の制度について点検をお願いします。

【主な改正内容】

① 雇入れ時の労働条件明示事項の追加

現行の明示事項に加え、新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が必要となります。

② 同一労働同一賃金ガイドラインの改正

賞与、退職手当、無事故手当、家族手当、住宅手当、福利厚生施設、病気休職、夏季冬季休暇、褒賞について新たに不合理な待遇差に関する記載が追加されます。

③ 待遇差についての説明方法

待遇差の内容・理由等について説明の求めがあった場合は、「資料を活用し、口頭により説明する方法」または「説明すべき事項を全て記載した分かりやすい内容の資料を交付する等の方法」の

いずれかにより説明する必要があります。

また、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)や需給調整事業部(課室)では、随時相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

【その他の改正内容や詳細はこちら】

同一労働同一賃金特集ページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

【トピック 2】派遣労働者の同一労働同一賃金に関するセミナーを開催
～指導監督を踏まえた対応のポイントと施行 5 年後見直しのポイント～

厚生労働省では、派遣元事業主等を対象に、令和 8 年 10 月 1 日より改正される労働者派遣法施行規則、「同一労働同一賃金ガイドライン」、派遣元指針、派遣先指針の内容、これまでのトラブル例や対応のポイントを解説するセミナーを開催します。本セミナーは、制度の基本的な法的知識のほか、具体的なトラブル事例、調査結果等を分かりやすく解説する内容となっています。

本セミナーの受講を通じて、同一労働同一賃金に関連するこれまでのトラブル例等を取り上げ、派遣労働者の同一労働同一賃金について正しく理解・認識いただくことで、適正な業務遂行やトラブル防止にお役立ていただけます。オンライン参加も可能ですので、ぜひこの機会にご参加ください。

【詳細・お申し込み】

派遣労働者の公正な待遇確保等推進事業 特設サイト

<https://hakensakiseminar.mhlw.go.jp/>

【開催日時・場所】

<オンラインセミナー>

令和 8 年 7 月 28 日(火)14:00～16:00

令和 8 年 8 月 5 日(水)14:00～16:00

令和 8 年 8 月 18 日(火)14:00～16:00

令和 8 年 8 月 24 日(月)14:00～16:00

※費用は無料です。

※各回セミナー内容は同じです。

【対象の方】

- ・ 派遣元事業主
- ・ 派遣元責任者として選任されている方、選任される予定の方
- ・ 派遣元の人事・労務・派遣管理担当者
- ・ 労働者派遣事業の許可取得を検討している企業の方
- ・ 労働者派遣事業に関する知識を習得したい方、理解を深めたい方 等

【開催内容(予定)】

- ① 派遣労働者の同一労働同一賃金の概要
- ② 派遣労働者の同一労働同一賃金の施行 5 年後の改正・見直しのポイント
- ③ 同一労働同一賃金に関連する指導監督を踏まえた対応のポイント
- ④ 関連情報のご紹介
- ⑤ 質疑応答

【お問い合わせ先】

令和 8 年度厚生労働省委託事業「派遣労働者の公正な待遇確保等推進事業」事務局
(委託先:PwC コンサルティング合同会社)
TEL:03-6257-0568
Mail:jp_cons_mhlw_hakensaki_seminar-mbx@pwc.com

【トピック 3】9 月 12 日開催 第 2 回ろうきょうオンラインセミナーの参加者募集中
テーマは「地域の課題解決と事業の承継・創出 ～労働者協同組合でつなぐ地域の仕事～」

「労働者協同組合」(略称:ろうきょう)は、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して事業を行い、組合員自らがその事業に従事する法人制度です。

高齢者支援、店舗運営、配送、子ども支援、広告物や映像制作・イベント企画など、さまざまな事業分野で労働者協同組合を活用した多様な働き方が広がっています。また、副業・兼業や退職後の高齢期に生きがいを持って働く場としても活用されています。

厚生労働省では、今年度、労働者協同組合の活用をテーマに全 4 回のセミナーを開催していま

す。

第2回セミナーでは、労働者協同組合を活用した地域課題の解決と事業の承継・創出をテーマに、京都府京丹後市で駅舎カフェと公共ライドシェアを運営する労働者協同組合、石川県珠洲市で事業承継して公衆浴場の運営に取り組む労働者協同組合の事例をご紹介します。

オンライン(Zoom)開催で全国どなたでも参加できます。【事前申し込み制・参加無料】

【開催日時】

開催日時:9月12日(土)14:00～16:00

【開催内容】

① 労働者協同組合の概要

池田陽平(厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課 労働者協同組合業務室長)

② 自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)の概要

星 明彦(国土交通省 総合政策局モビリティサービス推進課長)

③ 基調講演

「地域の課題解決と事業の承継・創出 ～労働者協同組合でつなぐ地域の仕事～」

田中 夏子(日本協同組合学会元会長 長野県高齢者生活協同組合副理事長)

④ 事例紹介

- ・ 労働者協同組合 TANGO CREW'S(京都府京丹後市)
- ・ 海浜あみだ湯労働者協同組合(石川県珠洲市)

⑤ パネルディスカッション

【詳細内容・申し込み先】

特設サイト「知りたい！労働者協同組合法」からお申し込みください。

https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum/onlineSeminar_202602

※申し込み締め切り:9月10日(木)

【トピック 4】「ものづくりマイスター」活用説明会オンデマンド版配信を開始しました。

製造・建設業の経営者・現場管理者の皆さま、こんなお悩みを抱えていませんか？

- ・ベテラン技能者の退職が近づく中、技能の継承が思うように進まない。
- ・若手社員の技能の幅を広げたい。
- ・若手社員が仕事を見よう見まねで覚え、定例的な操作はできるが応用が効かない。

こうしたお悩みを抱える企業が、課題の解決のため積極的に活用しているのが「厚生労働省ものづくりマイスター制度」です。ものづくりの優れた技能・経験を有する方(1級技能士等)を、中小企業等に派遣して実践的な実技指導を行う制度で、派遣費用は実費を除き無料です。

本説明会では、「ものづくりマイスター」の派遣指導を通して成果を上げている中小企業の実例2つをご紹介します、併せて制度のポイントや利用の流れもご案内します。製造業における中小企業の経営者の方へのインタビューでは、制度利用のきっかけや導入時の不安、指導内容、実際に感じた効果について、実体験をもとに率直に語っていただいています。

後継者の育成、若手社員の技能習得・向上等にお悩みをお持ちの経営者・現場管理者の方に特におすすめの動画です。

「ものづくりマイスター」にご関心のある方は、ぜひこの機会にご視聴ください。

※本動画は、令和7年12月に2回にわたって開催し、好評を博した「ものづくりマイスター」活用説明会の内容を編集したものです。

※視聴無料で公開期間中(令和8年5月25日～令和9年3月31日)は何度でもご覧いただけます。

申し込み方法等具体的な情報は、ウェブサイトをご確認ください。

【詳細・申し込みはこちら】

技能振興ポータルサイト「技のとびら」

「ものづくりマイスター活用説明会」オンデマンド配信のご案内

<https://waza.mhlw.go.jp/info/2026/0525-post-146.html>

【お問い合わせ】

中央技能振興センター(中央職業能力開発協会 技能者育成支援室)

[厚生労働省委託事業: 若年技能者人材育成支援等事業]

TEL: 03-5843-3690

E-mail: wazatobi@javada.or.jp

【トピック5】派遣労働者を受け入れている、受け入れを検討している企業の皆さまへ
～派遣労働者を「育てて活かす」ための無料コンサルティング支援のご案内～

厚生労働省では、派遣労働者を受け入れている、または、受け入れを検討している企業の皆さまへ、派遣労働者を「育てて活かす」ための無料コンサルティング支援を実施しています。

派遣労働者を「育てて活かす」とは、企業(派遣先)が、中長期的な視点に立って派遣労働者の能力を高めることによって、派遣労働者が高度な人材ニーズに応える人材として活躍することを目指す取り組みです。これにより、多数の人材が必要な業務の人手不足に対応したり、人材確保が難しい専門的な業務や難易度が高い業務を担える人材の確保、中長期的に活躍してくれる人材を確保することにつながります。

本コンサルティング支援では、派遣労働者を「育てて活かす」ための各種支援を行います。支援を希望される場合は、下記の本事業特設サイトよりご応募ください。

【詳細・申し込み】

派遣労働者の公正な待遇確保等推進事業 特設サイト

<https://hakensakiseminar.mhlw.go.jp/>

【コンサルティング支援の概要(費用は無料)】

① 支援対象企業

派遣労働者を受け入れていたり、受け入れに関心がある企業、派遣労働者の育成等に関心がある企業

② 支援内容

派遣労働者の受け入れ・育成プランの立案、派遣労働者の受け入れ、育成等(実際に派遣労働者を新たに受け入れたり、育成したりすることは、必須ではありません)

③ 支援期間

令和8年7月～令和9年1月

※ 上記期間内でご都合に合わせて調整します

④ 支援の実施方法

オンラインまたは対面

支援内容・期間・実施方法は貴社のご要望に応じて決定します。

なお、事務局から別途、支援の詳細を説明することも可能です。
ご不明な点等がございましたら、遠慮なくお問い合わせください。

【問い合わせ先】

令和 8 年度厚生労働省委託事業「派遣労働者の公正な待遇確保等推進事業」事務局
(委託先:PwC コンサルティング合同会社)
TEL:03-6257-0568
Mail:jp_cons_mhlw_hakensaki_seminar-mbx@pwc.com

【トピック 6】「外国人労働者雇用労務責任者講習」を開始します

厚生労働省では、外国人労働者を雇用する事業主等に対して、外国人労働者の雇用労務管理に関する知識等の付与を目的とする講習を実施しており、令和 8 年度の講習(オンライン)を 7 月 21 日から開始します。【事前申し込み制・参加無料】

この講習では、外国人労働者がその能力を十分に発揮し活躍できる就労環境整備に取り組むために必要となる外国人雇用に関するルール・制度のほか、言語・文化の違いやコミュニケーション等における必要な配慮などについて学ぶことができます。

【講習の開催スケジュール・申し込み等について】

外国人労働者雇用労務責任者講習(オンライン講習サイト)
<https://gaikokujin-roumu.mhlw.go.jp/>

【トピック 7】生涯現役地域づくり環境整備事業の実施 2 団体が決定

生涯現役地域づくり環境整備事業の令和 8 年度実施団体が決定し、7 月から事業を開始しました。

【事業の概要】

この事業では、地域福祉や地方創生などの分野で既に地域で機能している取り組みとの連携を緊密にし、企業内での雇用だけでなく、高齢者のニーズに応じて高齢者が地域で活躍できる多様な雇用・就業機会を創出する取り組みを 3 年度間実施します。

厚生労働省は、これらの取り組みを持続可能にするモデルづくりや、他の地域への展開・普及を図ることを目的としています。

【令和 8 年度実施団体】

1. 藤里町を盛り上げたい協議会(秋田県藤里町)
2. 南小国町生涯現役地域づくり協議会(熊本県南小国町)

■詳細はこちら

生涯現役地域づくり環境整備事業

自治体の皆様へ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/koureisha-koyou_00020.html

▽▼厚生労働省 SNS と WEB マガジンのご案内▲△

厚生労働省(広報室)では、5 つの公式 SNS アカウントと昨年新たに立ち上げた WEB マガジンを運用しています。

健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支えるさまざまな情報をお届けしているので、ぜひフォロー等お願いいたします。

【X】

<https://x.com/mhlwtwitter>

【Facebook】

<https://www.facebook.com/mhlw.japan>

【note】

<https://mhlw-communication-gov.note.jp/>

【YouTube】

<https://www.youtube.com/user/MHLWchannel>

【LINE】

<https://lin.ee/K4aJjUi>

【WEB マガジン】

https://www.mhlw.go.jp/web_magazine/